

## がんばる新規就農者



### 安全で安心な牛乳を届けたい

酪農で平成十七年に新規就農した高橋昭典さん（七区・五十五才）は、現在、搾乳牛四十頭・育成牛二十頭を飼育している。

高橋さんは八幡平市平笠出身で、高校を卒業後、北海道やアメリカで実習を重ねたうえで、小岩井農場に勤務して就農する場所を探してきた。

雫石町で酪農を始めるきっかけは、雫石町南畑に「しずくいしアグリサイクルセンター」が開設され自前の糞尿処理施設の必要がなかったことが一番だった。

経営を開始してすぐに九州で口蹄疫が流行し、牛舎消毒や牛の移動が厳しかったり、平成二十三年の大震災による停電のため搾乳できなく、その対応で発電機の手配が大変だったと高橋さんは話す。

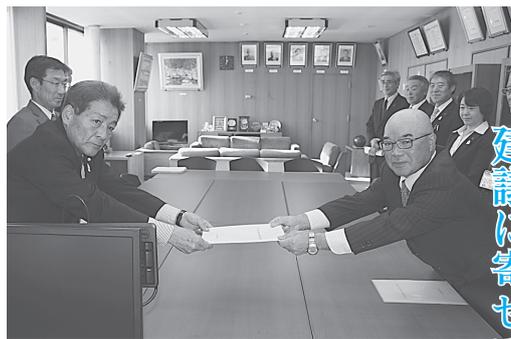
高橋さんの牛舎はきれいに清掃され、牛の毛もブラッシングされつやつやしており、牛にストレスを与えないようにして乳量の確保につながっている。

今後も、安全で安心な牛乳を消費者に届けたいと高橋さんは牛舎の清掃の手を休めないでいる。

## 雫石町農業農村振興に関する建議 農業の持続的な発展を目指して

農業委員会では、平成二十八年度の予算編成を控えた、昨年十二月一日、菅原会長ほか総務委員五人が深谷町長を訪問し、農業者の声が反映され、また、本町の農業を持続的に発展させ、農村の更なる振興を推進する立場から雫石町農業農村振興に関する建議を提出しました。

建議については、米のオリジナル新品種の優先導入に関する事項から、担い手の確保、育成支援策等の農業の活性化に係る事項など八項目にわたる内容となりました。



建議に寄せて

雫石町農業委員会会長 菅原久耕

(詳細は「町ホームページ」内の農業委員会のホームページに掲載しています。)

1. 米のオリジナル新品種の優先的な導入について
2. 水田フル活用対策の確立について
3. 農地中間管理事業について
4. 認定農業者等担い手の確保、育成と支援策について
5. 農村環境の保全について
6. 農産物等の販売促進と情報発信の推進について
7. 畜産・酪農基盤の強化について
8. 有害鳥獣対策について

東日本大震災、津波、原発事故から早くも五年となり、被災地では住民をはじめ、関係者の懸命な努力により、生活の再建が徐々に進んでいます。地域によっては農業の担い手確保、育成や農地の利用集積などまだまだ多くの課題があり、一日も早い復旧復興を願うものであります。

さて、国内の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えており、農

業収入の減少や将来の不安など非常に厳しい状況が続いております。また、さらにTTP協定交渉による署名を終えて交渉が終結、大きな節目を迎え、農業者は将来とも農業経営を継続できるのか、農家をしっかりと支えていくという方針を明確に打ち出さな限り、戸惑いと不安を隠しきれません。

こうした状況を踏まえ、雫石町農業委員会といたしましては、本町の農業を持続的に発展させ、農村のさらなる振興を推進する立場から、昨年十二月一日に雫石町長に建議書の提出を行っております。また、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会制度、組織は新たな時代を迎えることとなり、私たち農業委員は、自信と誇りをもってこれまで以上に努力をしなければなりません。地域農業マスタープランを推進し、農地の確保と担い手への利用集積に向け、人・農地プランに位置付けられた中心経営体として役割を果たすこととなる担い手の確保と育成が重要であり、町当局との連携のもと、支援策の充実を図っていかねばなりません。

農業者が将来に夢と希望を持って、農業に取り組むことができる農業、農村の構築に向け、与えられた責務と役割を果たしていかねばなりません。今後ともなお一層のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 家族経営協定を 締結しました

昨年十二月二十五日、晴山保正さん、美保子さんご夫妻が、深谷町長、菅原農業委員会会長の立会のもとに家族経営協定を締結しました。

家族経営協定は農業経営の目標や営農計画を明確にするとともに、家族の間で役割分担や休日、給与、労働時間などの就業条件を明らかにするものです。

調印式に出席した経営主の保正さんと美保子さんは「この協定締結を機会に、夫婦間での役割を確認し、お互い相談しながら農業経営を行いたい」と決意を新たにしました。



# 農業委員会制度 ここが変わる！

## 1 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目標に掲げるなかで、これを達成するために「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置づけられました。

これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていました。今回の法改正によって、これら事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として当然に「行う」ことが定められました（農委法第6条第2項）。

## 2 農地利用最適化推進委員が設置されます

### 1 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。ただし、すでに農地利用の効率化・高度化が相当程度進んでいるなど政令で定める基準に該当する場合は除きます（農委法第17条第1項）。

農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

### 2 推進委員は農業委員会の総会、部会に出席し意見を述べることができます

農業委員会の総会、部会は推進委員に対して担当地域における活動の報告をもとめることができ、推進委員も総会、部会に出席して意見を述べることができます（農委法第29条）。



（全国農業会議所リーフレットより転載）

## 3 農業委員会の選挙方法が変わります

### 1 公選制から任命制に

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります（農委法第8条）。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務づけられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています（農委法第9条）。

### 2 認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を

区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。また、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1人以上含めることが求められます（農委法第8条第5項、第6項）。

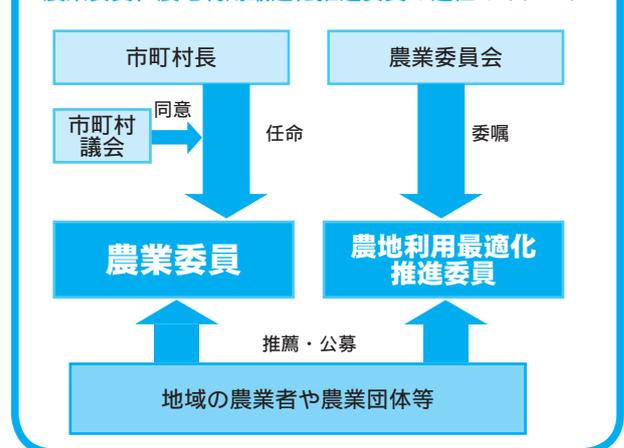
### 3 女性や青年の登用促進を

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています（農委法第8条第7項）。このため、女性や青年の登用にに向けた機運を高めることが急務となります。

※ 改正法の公布（平成27年9月4日）後は現行制度に基づく選挙の告示は行われません。

また、改正法の施行は平成28年4月1日で、施行時に在任している農業委員は、任期満了まで引き続いて農業委員としての職務を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



## 雫石町農地賃借料情報

平成27年1月から同年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 a 当り）は以下のとおりです。

平成28年1月20日

雫石町農業委員会

### 1. 田の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	10,200	12,000	2,000	140	
御所	7,600	12,000	1,000	194	
西山	8,900	14,400	1,000	135	
御明神	6,500	14,800	1,000	139	
(参考) 雫石町平均	8,200			608	

### 2. 畑の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	5,000	5,000	5,000	1	
御所	3,000	3,000	3,000	1	
西山	8,800	10,000	4,000	6	
御明神	3,800	10,000	3,000	8	※5 H 26
(参考) 雫石町平均	7,600			8	

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり9,600円に換算しています。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 「(参考) 雫石町平均」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。
- ※5 平成27年中に御明神地区において畑の賃貸借契約がないため、直近の情報を載せています。（雫石町平均には含んでおりません）

**農業者年金に加入しましょう** 国がささえる  
安心が大きくなる **担い手積立年金**

**農業者年金は老後生活をがっちりサポートします！**

農業者年金は、農業者の「老後生活の安心と安定」を図るために創設された制度です。  
農業者年金加入で老後の備えをより充実させませんか。

**農業者だけが加入できる、多くのメリットがあります！！**

○少子・高齢化時代に強い積立方式の年金です。○終身年金で80歳までの保障付です！  
○支払う保険料は全額社会保険料控除の対象！ ○手厚い政策支援で保険料の国庫助成があります！

※詳しくは農業委員会事務局 692-6595へお問い合わせください。

みんなで読もう

**全国農業新聞**

農家の経営とくらしに役立つ  
情報をお届けします！

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：1ヶ月700円
- 申込：農業委員会事務局へ

編  
集  
後  
記

今年、降雪量も少なく雪解けも早まりそうです。農業は大きな変換期を迎えています。課題は多くありますが、農家の皆さんで力を合わせてピンチはチャンスと捉え、頑張りたいものです。農業が始まります 安全第一で。

(編集委員 米澤和秋)

本格的な農作業が始まる頃でしょうか。私も菌茸の植菌作業に勤しんでおります。今年度は新しい品種に挑戦してみました。

『何事も失敗を恐れず、前進あるのみ!!』『改革!!』の精神で取り組んでいきます。

農業委員二年目のモットーは女子目線で

- ・しっかりと見
- ・正しく聞き
- ・はっきり言う

責任を持って活動していきたいと思えます。

さて今年はどうのような年になるのでしょうか。

穏やかな申年でありますように願います。

(編集委員 八丁野よし子)